

名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定等支援業務委託仕様書

1 委託件名

名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針策定等支援業務

1年目 : 推計・課題整理

2年目 : 審議会支援・基本方針策定

2 委託期間

契約締結の日（令和5年）から令和7年3月31日まで

3 業務の目的

本市では、小学校14校（分校含む）・中学校8校が設置されており、これまで人口増加に伴い、学校運営に支障をきたさないよう、教室の増築や多目的教室の一時転用等により教育環境の整備に努めてきた。

しかしながら、屋部小学校、大宮小学校及び名護小学校については、過大規模校化が進んでおり、今後ともその状況が続くことが予想される。また、1学年1学級の小規模校についても、今後の推移を見守りながら、複式学級とならないよう注視する必要がある。

このような現状を踏まえ、本業務では、小学校の今後の児童数の推移に準じた学級数の動向、学校区及び学校施設の課題等を調査・分析・整理し、今後の本市における学校適正規模・適正配置に向けた「名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）」の策定及び審議会運営等の支援を行うことを目的とする。

4 業務内容

(1) 1年目（令和5年度）

ア 名護市立学校適正規模・適正配置の検討に必要な推計・課題整理等業務

(ア) 名護市の概要（地勢、人口動向等）

名護市の位置、地勢、沿革、地域開発等の基礎情報の整理をするほか、市の人口動向や児童生徒数の動向など人口推計に必要なデータ収集・整理分析をする。

(イ) 各種上位計画・関連計画等の整理分析

関係法令、「第5次名護市総合計画」及び「第2期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」等の上位計画、その他関連することが想定される各個別計画を把握し、本基本方針策定との連動性が確保できるよう整理・分析する。

(ウ) 児童生徒数及び学級数の推計（令和5年度～令和24年度）

上記、「(ア)名護市の概要」を踏まえ、今後20年間の名護市の学校区別（小・中学校）の人口推計を行い、学校区別（小・中学校）の児童生徒数及び学級数の将来推計を行う。また、今後の状況変化に対応できるように容易に推計を算出できる児童生徒数及び学級数推計用データ（Excel形式）の提供を行う。

(エ) 各学校区の現状と課題の把握

名護市内の各小・中学校の配置状況・建物の状況・学校規模（児童数の推移等）、人口動向・地域開発・交通環境等を含む地域特性の把握を行い、各学校の現状と課題を整理する。

(2) 令和6年度（2年目）

ア 名護市立学校適正規模・適正配置の検討に必要な方針案策定等業務

(ア) 適正規模の定義

小規模校・大規模校・過大規模校により生じるメリット・デメリットを整理し、名護市としての小規模校・大規模校・過大規模校・標準規模校の定義、適正規模の考え方の作成に向けて調査・検討を行い整理する。

(イ) 適正配置の定義、通学区域（学校区）の有り方と現状の把握

名護市における各小・中学校区の通学区域・通学環境の現状を把握し整理する。文部科学省が示す諸制度や他自治体の動向等を調査・把握し、通学区域の在り方、適正配置の考え方について整理する。

(ウ) 適正規模・適正配置の実現に向けた方策・シミュレーション

令和5年度業務結果及び上記(ア)及び(イ)までの調査分析結果（地域との関係を含む）を踏まえ、適正規模・適正配置についてシミュレーションを実施・整理する。また、その実現に向けた基本手順・検討開始時期・フローチャート等を整理する。

(エ) 基本方針（案）の提案・作成業務

上記の調査業務等を基に、体系立てて整理し、基本方針（案）の提案を行い、事務局と協議、調整を行い、基本方針（案）を作成する。

イ 基本方針策定等に関する運営支援業務

(ア) 審議会の運営支援（合計5回程度）

- ・ 上記ア(エ)で作成した基本方針（案）を基に、策定に関する諮問機関として開催する名護市立学校通学区域等審議会の運営支援を行う。
- ・ 審議会の資料作成及び説明補助を行う。また、審議会の協議に応じて内容修正等の適宜対応を行うこと。
- ・ 審議会の開催毎に、審議会の議事録を作成し、開催日から起算して14日以内に記録を提出すること。

(イ) パブリックコメント実施支援

公開資料等を作成するとともに、市民等からの意見の整理・回答案の作成を支援する。

ウ 基本方針策定・製本業務

(ア) 審議会での協議、パブリックコメント実施等による内容修正対応を踏まえ、基本方針の策定を行う。

(イ) 最終的に決定した基本方針の製本及び概要版の作成を行う。

5 打合せ協議

打合せ協議について、令和5年度は、業務開始時、中間、最終の計3回、令和6年度は、業務開始時、中間（3回）、最終の計5回を対面方式で実施すること。その他、必要に応じて適宜メール、電話等を活用し、円滑な連絡調整を実施すること。

6 業務実施体制

(1) 統括責任者等の配置

本業務を円滑に遂行できるよう、類似事業を経験したことのある統括責任者・実務経験者を含め専任の担当者、その他必要な人員を配置すること。

(2) 業務計画書を作成すること

実施体制・計画・工程表・スケジュール等、発注者の承認を得ること。

7 成果品

(1) 令和5年度（1年目）

ア 1年目業務完了報告書 2部

イ 推計・課題整理等受託業務において作成・検討した各種資料データ
1式

ウ 児童生徒数及び学級数推計Excelデータ 1式

エ 現行の通学区域図面（A1版） 2部

(2) 令和6年度（2年目）

ア 2年目業務完了報告書 2部

イ 名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針

・ A4版両面・カラー : 200部

・ 電子データ : 1式

ウ 名護市立学校適正規模・適正配置に関する基本方針（概要版）

・ A4版2～3枚程度・カラー : 1,000部

・ 電子データ : 1式

エ 審議会議事録データ 1式

オ 受託業務において作成した各種資料等データ 1式